

## 政令指定都市議会における 区の常任委員会設置の検討を！

議会技術研究会は、今年一月にスタートして以来、一般の市町村議会・議員の支援のための活動を行ってきた。本年最後の本号では、「政令指定都市の行政区と議会の役割」について考察する。

指定都市では、行政区において特色ある施策や事業等さまざまな取組みがなされているが、議会と行政区との関わりを規定しているのは、議会基本条例に基づき、区づくり推進横浜市会議員会議を設けるなどしている横浜市について聞き及ぶ程度である。

指定都市の行政区は、一般市並みの人口から、特例市、中核市並みの人口まで、それ自体が一つの自治体としての規模を有している（二〇一五年一〇月一日現在、最小人口は浜松市天竜区三万三〇一人、最大区は横浜市港北区三十四万四一七二人）が、東京都特別区とは違い議会を設置できない。行政区単位の議員選出にもかかわらず、現状では、行政区に対して、住民の声の適切な反映という点で議会の果たす役割は十分とはいえない。

このようななか、二〇一三年六月二十五日、第三次地方制度調査会が、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を内閣総理大臣に提出した。答申には、指定都市制度に関して、「（総合区など）「新たな区の位置付けを踏まえ、区を単位とする住民自治の機能を強化すべきである。区単位の議会の活動を推進

するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすべきである」との内容も盛り込まれた。

一方、これに先立つ同年六月三日開催の同調査会第三五回専門小委員会では、答申内容とは逆に、全国市議会議長会会長から、区への常任委員会設置は各都市の自主的取組みに委ねるべきとの発言があり、また、翌年の二月六日には、同議長会指定都市協議会として、各議会の主体的判断を尊重した制度とすべきとの要望が国に対して行われている。二つの動きからは、指定都市議会の消極的対応が伺える。

その後、二〇一四年第一八六回国会における改正地方自治法の審議では、答申には盛り込まれていた区の常任委員会必置規定が、法案に盛り込まれなかったことについて、総務大臣は、「必置については見送り、議会の自主的判断に委ねる」との答弁を行っている。また、同年四月二四日の衆議院総務委員会参考人質疑では、第三次地方制度調査会会長であった西尾勝さんが、「議論の過程では、区に議会を置く案もあったが、現状実現可能な案として、市議会内に、区選出市議会議員を構成員とし、一または複数の区を単位とする常任委員会を置く案を示した。（中略）人口規模の大きい

指定都市において、区の行政に対し住民の声を適切に反映できるようにする上で、議会の役割は極めて重要」とした上で、「現行法のもとでも、条例により区単位の常任委員会設置は可能であるので、各団体の賢明な判断に期待している」と述べている。

各都市各行政区の実情や課題は多種多様であり、また、区長権限についても、大区制採用の市から小区制採用の市までさまざまである。さらに、各行政区の数は、相模原・静岡三、岡山西、仙台、熊本五から、名古屋一六、横浜一八、大阪二四と、相当のバラツキがある（札幌の場合一〇区）。各市議会の行政区への関わりは、自主的判斷といっても、一つの自治体としての人口規模を有している以上必要不可欠であり、議員の立場からは、「市民の代表」として市政全般を俯瞰的に見る役割だけでなく、自らが選出された行政区の実情や課題をしっかりと捉え、住民の声を行政区に反映させていく役割も十分理解しているはずである。「森も木も見て」議員活動をしていく必要があると思う。議会の制度も、時代に合わせて変わらざるを得ず、議員も議会事務局も不断の努力が欠かせない。

二〇一四年の地方自治法改正に、区の常任委員会制度が盛り込まれなかったとはいえ、住民の声の適切な反映、身近な行政区のチェックの観点から、各議会では、常任委員会設置に向けた自主的取組みを怠ってはならないと思う。また、議会事務局による議会への情報提供を含めた適切な補佐も必要となる。議会の主体的判断に大いに期待する。

（わたなべ かずみ・議会技術研究会共同代表、札幌市職員）